

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 1 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 1 会長及び副会長の選任について 2 専門部会の委員の指名について 3 地域生活支援拠点について
日 時	平成 3 0 年 6 月 2 5 日（月） 午後 3 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分まで
場 所	市役所高層棟 8 階大会議室
出 席 委 員	委 員 小林 公平 委 員 鈴木 美由紀 委 員 野村 祐一 委 員 清本 健二郎 委 員 上坂 悟 委 員 柄澤 隆一 委 員 倉前 博幸 委 員 加藤 満子 委 員 吉岡 靖二 委 員 大野 祐子 委 員 中村 義光 委 員 吉田 利恵 委 員 富山 勝之 委 員 安藤 剛行 委 員 中代 英夫 委 員 小林 利行 委 員 戸邊 卓也 委 員 鈴木 宏昌
欠 席 委 員	委 員 岡田 吉郎 委 員 堀口 美千代 委 員 金剛寺 守 委 員 柳下 信雄 委 員 荒木 なおみ 委 員 内村 浩二郎 委 員 石毛 雄司 委 員 宇田川 克巳 委 員 矢部 雅彦 欠 員 1 名
事 務 局 等	直井 誠 （保健福祉部長） 小林 智彦 （障がい者支援課長） 蟠原 芳幸 （障がい者支援課長補佐兼計画係長） 齋藤 剛 （障がい者支援課相談支援係長） 伊原 誠宏 （障がい者支援課障がい者福祉係長） 原田 陽子 （障がい者支援課計画係主査） 森本 晃司 （障がい者支援課計画係主任主事） 小島 繁樹 （障がい者支援課計画係主任主事） 吉岡 美由希 （障がい者支援課相談支援係主事）
傍 聴 者	無し
議 事	平成 3 0 年度第 1 回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

障がい者支援課長 補佐	平成30年6月25日午後3時開会。27人の委員のうち18人が出席し、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第6条第2項により本協議会が成立していることを報告する。また、会議録作成のため録音機を使用することの了解を得た。
保健福祉部長	<挨拶>
障がい者支援課長 補佐	委員の任期満了に伴い、委嘱後に初めて開催する協議会となるため、自己紹介をお願いしたい。
各委員	<自己紹介>
障がい者支援課長 補佐	欠席委員の紹介を行うとともに、事務局職員の自己紹介を促す。
事務局職員	<自己紹介>
障がい者支援課長 補佐	協議会設置要綱第6条より、議長には会長が当たるとあるが、委嘱後初めての協議会であることから、会長が選出されていないため、仮議長を保健福祉部長が執り行うこととしたいが、いかがか。
各委員	<委員より異議無しの声有り>
障がい者支援課長 補佐	異議がないため、保健福祉部長が仮議長を務めることを宣言する。 ＝保健福祉部長 仮議長席 着席＝
保健福祉部長	議案1「会長及び副会長の選任について」事務局に説明を求める。
障がい者支援課 相談支援係長	新たに委嘱した本協議会の委員の中から、協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任するもの。
保健福祉部長	事務局説明のとおり、会長の選出について委員の互選によることとなっているが、その方法について、意見を伺う。
鈴木美由紀委員	指名推選がよいと思う。
保健福祉部長	指名推選との意見があったが、異議はないか。

各委員	<委員より異議無しの声有り>
保健福祉部長	異議がないため、指名推選により選出する。推選を依頼する。
鈴木美由紀委員	引き続き、加藤満子委員にお願いしたいと思う。
保健福祉部長	会長に加藤満子委員をとという意見だが、他にあるか。
各委員	<委員より意見無しの声有り>
保健福祉部長	他にないため、会長は加藤満子委員にお願いすることとしてよろしいか。
各委員	<委員より異議無しの声有り>
保健福祉部長	異議がないため、会長は加藤満子委員に決定する。会長が決まったため、これをもって、仮議長を降ろす。
	加藤満子委員は議長席へ移動し、会長就任の挨拶をお願いしたい。
	=保健福祉部長が自席へ、加藤満子委員が議長席へ=
加藤満子会長	<挨拶>
	続いて、副会長の選出に移る。副会長選出についても要綱第5条第2項により、委員の互選によることとなっているが、その方法について意見はあるか。
柄澤隆一委員	指名推選がよいと思う。
加藤満子会長	指名推選との意見があったが、異議はないか。
各委員	<委員より異議無しの声有り>
加藤満子会長	異議がないようなので、指名推選により選出する。推選を依頼する。
柄澤隆一委員	引き続き、鈴木美由紀委員にお願いしたいと思う。
加藤満子会長	副会長に鈴木美由紀委員をとという意見だが、他にあるか。
各委員	<委員より意見無しの声有り>

加藤満子会長	他にないようなので、副会長は鈴木美由紀委員にお願いすることとしてよろしいか。
各委員	<委員より異議無しの声有り>
加藤満子会長	異議がないため、副会長は鈴木美由紀委員に決定する。副会長席に移動をお願いする。 ＝鈴木美由紀委員が副議長席へ＝
加藤満子会長	それでは、鈴木美由紀副会長より、挨拶をお願いしたい。
鈴木美由紀副会長	<挨拶>
加藤満子会長	それでは議事を進める。議案２の「専門部会の委員の指名等について」事務局に説明を求める。
障がい者支援課 相談支援係長	本協議会には、相談支援、就労支援、子ども、権利擁護の４つの専門部会を設置している。専門部会の委員構成は、協議会設置要綱第７条第２項の規定により、本会から部会に加わる委員と、推選により部会に加わる委員、その他関係課の職員により構成される。本会からの委員は「委員のうちから会長が指名した者」となり、部会のみに加わる委員については「委員の推選に基づき市長が委嘱した者」となる。以上より、各専門部会への本会からの委員について、会長による指名をするとともに、専門部会に加わる委員について、委員各位から推選をお願いするもの。
加藤満子会長	それでは、まず各部会への本会からの委員については、会長が指名することとなるため、指名する。 相談支援部会には、相談支援センターそよかぜの堀口委員、障害者就業・生活支援センターは一とふるの柄澤委員、千葉県立野田特別支援学校の吉田委員、就労支援部会には、障害者就業・生活支援センターは一とふるの柄澤委員、子ども部会には、野田市立こだま学園の小林委員、権利擁護部会には、野田芽吹学園の鈴木委員、千葉県司法書士会柏支部の倉前委員、柏人権擁護委員協議会野田部会の金剛寺委員、松戸公共職業安定所野田出張所の柳下委員を指名する。
障がい者支援課 相談支援係長	続いて「委員の推選に基づき市長が委嘱する部会委員」及び「職員のうち市長が任命した者」については、資料２ページから５ページの事務局(案)として、各専門部会の委員の推選(案)を用意した。審議をお願いしたい。

加藤満子会長	事務局から示された各専門部会の委員推選（案）について、質問、意見等はあるか。
	<質問、意見無し>
加藤満子会長	質疑等ないようであれば、事務局（案）を承認することによるしいか。
各委員	<委員より異議無しの声有り>
加藤満子会長	それでは、議案２号の「専門部会の委員の指名等について」における「委員の推選に基づき市長が委嘱する部会委員」については、原案のとおり承認する。
加藤満子会長	議案３の「地域生活支援拠点について」事務局に説明を求める。
障がい者支援課長	野田市における地域生活支援拠点の手法は、地域生活支援拠点等準備会にて決定したとおり、第２の福祉ゾーンの「障がい者にも対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」」への中間施設となるショートステイ併設型のグループホームを整備し、これらの施設を拠点とし、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける方向で整備する面的整備を基本にしている。 この「障がい者に対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」」は平成２９年４月に開設し、１ユニット（１０床）に消音の壁等、障がいのある方に対応できる設備が備わっている。この「船形サルビア荘」について、実施事業者は、兵庫県にある社会福祉法人円融会である。規模は、ユニット型で入所定員９０床と、短期入所１０床、併せて１００床の施設となる。現在６０人の方が入所しており、６５歳未満の障がいのある方が１人、知的障がいの女性の方が介護認定を受けて、入所している。 この施設の隣接地に障がい者のグループホームを同法人が建設予定で、このグループホームに拠点の核となる「相談機能」、「緊急受入の短期入所」及び「体験の場の短期入所」の機能を持たせることとしている。 建設については、平成２８年度に国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助」を申請したが、採択されず、建設を１年延期した。 しかし、翌年（平成２９年度）の申請は、国や県の採択要件が変更となり、このままでは採択の見込みがないことや、特別養護老人ホームの入居が思うように進まなかったことから、事業主体である円融会から、特別養護老人ホームの経営を優先させ、グループホームの建設は保留したいとの要望を受け、申請

	を見送る。 平成30年3月策定の第5期野田市障がい福祉計画において、この拠点整備を平成32年度末までに1か所整備することを決めたことや、このままでは、いつできるか分からないことから、事業主体である円融会と協議した結果、今年度（平成30年度）は社会福祉施設等施設整備費国庫補助を申請し、採択の有無に関係なく、グループホームの建設を実施することになる。 このため、補助金申請に必要な施設の規模やこの施設に必要な機能について、去る6月7日に「地域生活支援拠点等整備準備会」を開催し、次の事項について、円融会に要望している。 まず、拠点の核となる「相談機能」については、基幹相談支援センターの機能を持たせ、事務室、相談室や会議室等を設置し、コーディネーター等の人員を配置する。グループホームについては、中間施設の位置付けであることから、野田市援護者で40歳以上の主に知的障がい者が対象で、同性介護の観点から男女それぞれ6床の合計12床とすること。 短期入所については、男女共用の6床で、うち1床は緊急受入とし、間仕切り等により同性介護ができるように工夫する。（今後、間仕切り等の配置について、県への確認が必要） 利用対象者は、年齢は問わず、状況によりコーディネーターが判断する。 緊急受入の短期入所は、24時間対応とし、この施設での医療的ケアの対応は難しいため、対応はしないが、対応できる代替え策を検討すること。 その他、短期入所の利用は、利用者を登録制にすることが支援しやすいことや、2階建の場合、エレベーターの設置や広めの浴槽が好ましい等、要望があった。 まずは、この要望の中で、敷地の大きさや形に制限があることから、円融会で図面を引き、多機能型のグループホームで県の指定が可能か、円融会と共に千葉県障害福祉事業課に出向き、事前協議を行う。 以上が、地域生活支援拠点についての進捗状況で、8月締め切りの社会福祉施設等施設整備費国庫補助申請に向け準備するとともに、平成32年度に開設できるよう作業を進めている。 次に、地域生活支援拠点事業に併せて、地域生活支援拠点等準備会から視察の案内をする。 地域生活支援拠点等整備準備会において、来月7月23日（月曜日）に、柏市の「地域生活支援拠点あおば」及び「地域生活支援拠点たんぽぽ」の視察を予定している。昼食は、白井市にある社会福祉法人フラットが運営するフラットヴィレッジで食事をし、その後、施設を見学する。この施設は、4月にオープンし、法人のホームページでは、「「地域×福祉」を合言葉に、食事をしたり、本格的なコーヒーを飲んだり、子供連れでママ
--	--

	たちが集まって話をしたり、子供のための勉強スペースもある。店内では看護師や保健師が料理やウェ이터をしたり、未就学児の一時預かりや療育室、障がい者の就労の場所となっており、誰もが気軽に使えて、困ったことは協力したり、気軽に相談できる。そんな複合型福祉施設、新しい福祉のカタチ。」として紹介されている。 当日は、9時頃市役所に集合し、市の中型バス（サブ8君）で出発し、18時前には、市役所に戻りたいと考えている。 参加者は、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会の方を中心に20人程度を想定している。 なお、昼食は、自己負担となる。 また、当日、質問したいことがある場合は、事前に質問を取りまとめたいため、申込書と合わせて提出をお願いしたい。
加藤満子会長	事務局からの説明について何か意見等はあるか。
野村祐一委員	柏市の取り組みは先進的だと伺っているので、是非勉強させていただきたい。
清本健二郎委員	ちょうどグループホーム連絡協議会で同日の午後に青葉会に見学に行くこととなっているため、日程の調整が必要だが、ワナーホームは精神障がいの方を中心に受け入れていると伺っているので、勉強していきたいと考えている。
吉岡靖二委員	地域生活支援拠点という、施設を作る場合の具体的な設計や要件を満たす基準等はないのか。
障がい者支援課長	拠点については、そこを中心として、野田市ではいろいろな社会資源とサービス、例えば入所施設や通所施設等を面的にいろいろな条件を加味しながら作っていくため、実際に国で示すような様々な条件を全て満たさなくてはいけないというものではない。 野田市は拠点の核となるグループホームに、相談機能、短期入所、体験の受入れを行っていく。 施設については、土地は野田市の土地で建物と運営は、円融会が民設民営でやっていくこととなっている。 ただ野田市としてやっていかなくてはならない、相談機能や基幹相談支援センターの事業については、現在円融会と共に実施していけるか協議している。
吉岡靖二委員	いつも市のヒアリング等で要望を出しているが、私たちのような小さな会や団体は活動拠点が無い。他の県や市に行くと、障がい者の活動をサポートするような施設がある。野田市には現在そういったものがない。それぞれの活動団体が支援するた

	めの活動拠点、事務所や会議室のようなものがあれば大変助かる。私たちは現在、総合福祉会館を活動拠点として利用させてもらっているが、部屋の予約に抽選があったりして、希望する日時に活動ができていない。 また私たち障がい者が、いつでも何でも相談できる場所があれば大変有り難い。私たち中途失聴難聴者や聴覚障がい者が、対面で話ができる場所が必要である。 国からの条件がなければ、活動拠点になるようなものを付け加えてもらいたい。
障がい者支援課長	地域生活支援拠点は、あくまでも障がいをお持ちの方を支援するための拠点というイメージである。吉岡委員のおっしゃる、活動の拠点は第3次障がい者基本計画を策定する中で、各団体にヒアリングをした際にも要望があった。 地域生活支援拠点については、障がいを持った方を、これからどのように支援していくか、緊急の時はどのように対応していくかという拠点となるものである。 相談の場については、この中に基幹相談支援センターという、24時間相談できる機能を設ける予定である。これは障がい者に限らず、関係する家族や支援者も含めての相談の場となる。
中村義光委員	精神障がいの分野では、親の高齢化による「親亡き後」の問題について関心が高まっており、それをどのように解決するかが大きなテーマである。 ある事例で、高齢の障がい者に対して、今までは近所の方がサポートしていたが、要支援者ということでホームヘルパーと契約することとなった。そのことにより、今までサポートしていた近所の方が少しずつ遠のいていってしまい、少しずつ社会との繋がりがなくなっていき、孤立してしまったという事例があった。 そういった地域福祉の関連で、市民のサポートと市のサービスの調整を拠点で行っていくのか伺いたい。
障がい者支援課長	地域生活支援拠点とは別の事業で、今年の4月から精神障がい者にも対応した、地域包括ケアシステムというものが国から示された。 今お話しがあった「親亡き後」を含めた地域移行をどうするかということで、千葉県野田健康福祉センター（保健所）を中心に野田市も加わった協議会を設置し、そういった課題については、地域包括ケアシステムで対応できるのではないかと考え、県と協議している。
加藤満子会長	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムが実効性のあるものとしてスタートをしていただけると有り難いが、地域

	包括ケアシステムの協議会に民生委員との連携もあるのか伺いたい。
障がい者支援課長	地域包括ケアシステムの協議会については、千葉県が中心となってメンバーの構成を決めている段階である。現在、江戸川病院が事務局のような形で事務を行い、千葉県、野田市、民間施設、それと地域で生活する上では民生委員も含めるかどうかについて協議している段階である。
加藤満子会長	他に質問、意見等はあるか。ないようなので、議案３の「地域生活支援拠点について」は、原案のとおり承認する。
障がい者支援課長 補佐	視察については２０人程度の出席をお願いしているが、広く視察に参加していただきたく、本会の委員の出席人数が少ないようであれば、専門部会の委員にも案内をしたいと思うので、締切りが７月６日となっているため、回答をお願いしたい。
加藤満子会長	事務局から「その他」として何かあるか。
障がい者支援課 相談支援係長	施設における個人情報の管理に係る注意喚起について連絡がある。 平成３０年４月４日、市内障がい者支援施設より、個人情報漏えいの発生報告があった。 発生した個人情報漏えいに関する概要は、平成３０年３月３０日に、同じ保育園に通う保護者である行為者から被害者に渡された「手紙」により発覚したものである。 被害者と行為者は同じ保育園に通園しており、互いに面識がある。被害者は、自身の子供の発達について支援施設の相談員に相談していた。 手紙には、被害者の子供の病名や、家族のことが書かれていた。 行為者は、市内の障がい者支援施設に勤務する一般事務員である。 以前より子供同士の間で押される、眼鏡を壊される等トラブルが発生していた。 被害者が行為者より受け取った手紙の内容には、施設に相談した内容が記されており、行為者が相談した支援施設に勤務していることを考えると、施設内で担当相談員以外の職員に個人情報が知られていると考えられるため、４月２日に施設へ相談した。同日、施設による調査開始、調査の結果、事務員が、相談記録等を見ていたことが発覚した。 行為者である事務員は、相談関係の書類整理時に偶然に被害者児童の相談記録があったことから、勝手に資料を見てしまった。

	かねてからトラブルによる不満があり、また被害者の児童の将来を気にかけていた理由から、相談員しか知らない情報を記載した手紙を書いた。被害者は、相談員しか知りえない情報をトラブルがあった事務員が知っていることに對し家族が受ける不安等を心配している。 被害者から市へ関係団体に情報共有を行って注意喚起を促してほしいとの要望があったことや、市としても情報共有することで、防止につなげたいため、この場で報告する。 各施設及び団体とも、個人情報の管理徹底はもちろんだが、事業所内で知り得た情報を、安易に外部に漏らすことは、個人情報の漏えいとなり、事業所の信用の失墜につながるため、改めて職員等への周知徹底と指導をお願いしたい。
加藤満子会長	こういった課題は是非、専門部会の相談支援部会や権利擁護部会でも周知徹底し、今後、個人情報漏えいが起こらないよう徹底をお願いしたい。 その他、意見等はあるか。
吉岡靖二委員	別件であるが、中途失聴難聴者や聴覚障がい者は、情報コミュニケーション障がい者である。市報とホームページの情報提供では、当事者である聴覚障がい者全てに伝わらないため、私たちは今までも市に対して情報の伝達の仕方について、直接ダイレクトメールを送信してもらいたいと要望をしてきたが、個人情報の守秘義務に抵触するということで実現できていない状況である。 聴覚障がい者のためのIT講習会、行政災害無線の聴覚障がい者向けの室内文字表示器の供与、意思疎通支援事業の変更に係る説明会、web119からnet119へ移行したときの説明会がこれまでも行われてきたが、聴覚障がい者全てが認知しているわけではない。 一番私たちに身近である福祉サービスの意思疎通支援事業の要約筆記者や手話通訳者の派遣サービスを利用している聴覚障がい者は約380人いるにも関わらず、およそ2割の約60人しか利用していない。一番利用されるべき福祉サービスが利用されていない。サービス自体を知らない方が多くいると思われる。 これは命に係わる問題でもあるので、とにかく情報が的確に当事者へ届くように、市からダイレクトメールを当事者に送信するよう再度要望するとともに、本当に個人情報の守秘義務に引がかかるのか伺いたい。
障がい者支援課長	1月から変更となった意思疎通支援事業では、市報掲載と直接利用者へ連絡して説明会を開催した。web119からnet119に変更した際も、web119利用者全てに文書で通

吉岡靖二委員	知し、説明会を開催した。ただ、それで必要な方全てに情報が届くかということは、これから考えていかななくてはならない。 個人情報とは他人に漏えいしたり、目的外で利用することが守秘義務に抵触するため、正当な利用目的で市が通知文書を送付しているのが現実である。
加藤満子会長	私の意見は、説明会を開催するという情報が当事者全てに届いていないことを改善してもらいたいということである。 私たち団体だけではなく、市内の聴覚障がい者全てに、ダイレクトメールで伝えていただきたい。 意見が尽きないと思うので、この会議の後に話し合いを進めていただきたい。 私の知り合いの中にも、一人暮らしの高齢の方のもとに民生委員が訪ねてきて、何で一人暮らしのことを知っているのかと憤慨されている事例があった。 また、障がい者がいることを伏せていたのに、民生委員が訪ねてきたと、相談員をしている関係で私のもとに家族の方から苦情が入ってきた。 これらは、本当は心配して訪ねてきてくれているため、ナイスで難しい問題である。解決はなかなか難しいと思うが、よろしくをお願いしたい。 午後４時１０分、閉会を宣言した。 以上